

昭和三十三年七月十八日

人口問題審議會第八回第部會議事速記錄

於 郵 政 會 館

經濟學會

人口問題審議會第六回會議之論議要旨

昭和二十二年十月十八日

人口問題審議會第八回第一部會議事要

人口問題審議會第八回第一部會議事速記録

昭和三十三年七月十八日(木)
於郵政會館二階會議室

一 開 会 午後一時四十分開会

一 議 事

一 閉 会 午後三時三十分閉会

出席者 (五十音順)

委員

飯沼 一省 永井 亨

林 惠海 村瀬 直養

専門委員

稲葉 秀三 北岡 寿逸

幹事

黒木 利克 本多 龍雄

美濃口 時次郎 三原 信一

賀屋 正雄(代) 松岡 亮(代)

磯野 太郎(代) 中野 正一(代)

橋本 寿三男 有馬 元治(代)

昭和三十三年七月十八日（木）

人口問題審議会第一部会

午後一時四十五分開会

○永井委員　それではこれより開会いたします。

あと二、三方お見えになるのでございませうけれども、あまり時刻が遅れては相済みませんから始めます。厚生省の企画室で資料を出していただきまして、一応読んでいただいたとは存じますが、耳の方からお入れしますとよけい御発言の切っかけを得られるのではないかと思えますから、当局の方から第一の資料の御朗読を願いたいと思えます。

○厚生省担当事務官　それでは「潜在失業に関する決議」についての各省意見及び委員の発言の要旨を朗読いたします。

凡 例

一、この要旨は、人口問題審議会第八回はいし第十二回総会議事録より、抜萃したものである。

二、委員各位の発言は多岐に亘っているが、ここでは決議の内容に直接関連のある「意見」の要旨のみを収めた。したがって、争点に關する負向あるいは、説明、さらには決議の内容との直接の関連の薄い発言ほどについては割愛した。

三、表現については必ずしも議事録を逐語的に再現してはいないが、その趣旨には特に忠実であるように努力した。

一 最低賃金制度及び家内労働法について

労働省

(一) 労働省としては、中央賃金審議会による答申があるほか、労働問題懇談会という諮議決定の機関により最低賃金の問題を検討し、業者間協定による最低賃金制の推進という結論を得たところであるので、これらとはまた別に、人口問題審議会の決議を提出されると、これをどのように取扱うべきかについて困惑する。

(二) 着在失業六百万ないし七百万という数字については、かなり問題があり、政策に ついての立論の場合には、より細かくその内容に立入って検討を加える必要がある。

(三) 労働省としては、最低賃金制の目的を低賃金労働者の保護、中小企業における過当競争の防止、ひいては産業の健全な発展ということに置いており、失業者を出さざるよう最低賃金は考えていない。

(四) 本格的な最低賃金制度が法的強制によるものでなければならぬことは承知して

いるが、中小企業を対象として実施状況を監督することは、現実の問題として甚だ困難であり、法的強制を行うためには、規範意識の成熟を待たねばならない。

- (五) 家内労働法については、大筋としては当然その制定に向うべきであるが、家内労働の実態把握が極めて困難であるという問題があり、慎重に検討を加えねばならない。

農林省（文書によるもの）

国民経済全般の近代化を図るため、最低賃金制度の採用、中小企業の合理化を行うことは全面的に賛成であるが、その実施については、国民経済の構造を十分に考慮し、産業部門間の賃金格差が増大することのないよう各産業部門の近代化の歩調と合せて慎重に実施に移すことが望ましい。

通産省

(一) 通産省としては、着在失業問題の解決としては、長期的には、国民経済の近代化合理化を通じて経済規模の拡大を考へ、これに伴って雇用の機会をふやすことが最

も根本的な対策であると考えている。

(二) 悪循環を断らねるための要点として最低賃金制を実施するといふことは十分了解するが、最低賃金制を実施するための経済的基礎が必ずしも十分成熟しているとはいえない。特に現在経営難の状態にある中小企業は、漸進的な方策をとらねいと、企業の脱走といふことが起つて却つて社会不安を招く。

(三) 最低賃金制の法制的実施については、経営者の規範意識の成熟が前提とならなければ、実効が上らねいから、業者間協定の推進という漸進的態度が適当である。

(四) 潜在失業人口六百五十万の一部分が最低賃金制によつてかりに顕在化したとすると、三十一年度の公共事業費総額二千三百億円で八十七万人の雇用吸収にとどまつてゐることを考えると、公共事業の擴大や社会保障の充実による吸収といふことも限界がある。

(五) 以上要するに、通産省としては、最低賃金制を現在一律に実施することは消極的で、差しあたりは業者協定といふ方法で実情に即して漸進的に実現すべきものと考

える。そのに、迂遠ではあるが、経済の合理化、近代化あるいは組織化を通じて、できるだけ経済の場を拡大して雇用の吸収をはかることを、特に集中的に実施して行きたいと考えている。

経済企画庁

(一) 概括的に潜在失業何百万と言われるものの中には、近代的な擬装失業、生産性の低いために所得の低い者、及び構造的な潜在失業というふうに、それぞれ異なる者が混在している。対策はそれぞれ別であるべきであるから、このような異なる内容に立入って突込んだ分析が行われなければならぬ。

(二) 生産性の低いために所得の低い者のほかには、本来的に生産性の低い者とか、本来的に長時間労働ができない者、生産性の高い労働に就き得ない者が含まれている。これらの者が労働に対する需要の増大に就業し、その結果数字的にいわゆる潜在失業が増加するとき、一概に悲観すべき状態と見ることに問題があろう。

(三) 潜在失業について低所得を個人ベースで考えることは、わが国のような家族至孝

の企業の多い国では、問題があらう。

(四) 最も比重の大きな問題は、構造的な潜在失業に対する対策であるが、その対策としてはやはり産業構造を近代化するとともに年々増加する労働力の数を上回る需要の増大をもたらしようとする経済発展を導くことが最も大切である。この点の強調が必ずしも十分でないように思われる。

山中委員（経済企画庁意見と関連して）

(一) 潜在失業のなかにもいろいろの型があることは勿論承知しているが、これを区分して考えることは、理論的にはできても、数字的にあらわすことは現状としては不可能である。したがって、決議においては、雇用されていながらその所得が低い、つまり低賃金ということに重点を置いて考へた。

(二) パート・タイムについては、パート・タイムでもよいから切がして呉れというわけが国の状態が問題なので、パート・タイムでもよいから切いて呉れというよりは労働力の不足した英国ほどの状態とは眞的に異なる。

一〇

(三) 経済の発展、近代化が根本だということは何論でも、もしも強調の仕方が足りないので、なら強調して貰いたい。しかし経済の発展ということのみでは日本の潜在失業が解消しないことに問題があるので、経済発展と併行するよう形で雇用の近代化を促進せねばならない。最低賃金制度や家内労働法はそのためのものである。

(四) わが国における実態が把握されていないから、最低賃金制度や家内労働法の及ぼす影響についての的確な議論ができないという意見は誰でも同じであろうが、さりとて潜在失業の現状をこのまま放置しておくことは許されない。この問題をとり上げるには勇気が必要なのであるが、わが国経済の現状にかんがみて、早く一応この向題をとり上げ、できる限度で手を打つておくべきである。

本多専門委員

表現が拙い点があるかも知れないが、この決議の趣旨は、経済の発展が雇用の面をかえつて悪循環を起すことを防止するつかえ奉として、どんなに低くてもよいから、可能な限度で最低賃金制を原則的に確立して、その上で他の各種の施策と合

せて順次にその水準を上げて行くことなのである。失業者を出すような形で八千四とか六千四とかいう水準を一律に強行しようというようは趣旨ではないので、その点の誤解のないようにして貰いたい。

稲葉専門委員（労働省意見と衝突して）

(一) 労働向産懇談会の結論についていうならば、経済的な情勢も変わったことであり、より一步を進めて行く必要があるのではないか。一律の最低賃金制度とまでは行かなくても、もう少し強い態度でこの問題を取り扱うことが、経済的にも今後の日本としては可能ではないか。

(二) 業者同協定については、もつと広範に推進し、出来れば協定についてある程度これを政府が確認するとか保証するとかの、法的措置あるいは行政措置をとつたらどうか。

(三) 家内労働法的なものを中心とするのではなくても局部的にでも作って行つてもよいような条件ができてくるのではないか。

(四) 要するに、自分としての意見は、労働省の意見（業者同協定方式）よりもこの決議の方角に近い。

滝田委員（労働省意見と関連して）

最低賃金制度は、直ちに完全に実施されなくても、猶予期間を置き、あるいは雇用の条件とする（雇用後三年目には六千円とするというごとき）ことにより、法的に実施すべきである。しかし一律最低八千円というようは主張は却って実現をおくらすものであるから、賛成しない。

北西専門委員（文書によるもの）

(一) 最低賃金制度と家内労働法によって着任失業を顕在失業化し、之を社会保障として救済せんとすることは、学説としては兎に角、現下の我国の実際政策としては適当とは思われない。

原業者は我国の潜在失業が幾何ありと考へ、最低賃金制度と家内労働法とに依つてその内幾何を顕在失業化し、それを如何なる社会保障によつて救済せんとする

のかその計画を知るを得なかつたが、私は我國に於て生活賃銀を得ていない者及び普通の生産性を發揮してはいない者を潜在失業と考ふるならば、我國の潜在失業は少くも千万人はあると思う。之に対し合理的な最低賃銀法と家内労働法を強制すれば過半は潜在失業化するものと考へなければならぬ。之を社会保障を以て生活の保障を計ふことは到底我が国財政経済の堪えるところではない。富強英國を以てしても社会保障は、完全雇用を前提としてのみ可能であることはビバリツ子の述べた通りであり、第二次大戦後の社会保障が大ききなボロを出してはいないのは、完全雇用が実現されているからである。我國で潜在失業を顕在化し、社会保障でその生活を保障せんとするが如きは健全な失業対策ではない。況んや緊急対策ではない。

私は最低賃銀制度や家内労働法は差当り実効を挙げ得る分野に小規模に実行して実験を重ねて漸次拡大すべきであつて、それはなるべく失業者を出さないと言ふことと指導方針とすべきであると思う。

㉑ 農業生産の近代化 中小企業の合理化もそれ自身間違つてないが、それによつて

大量の顕在失業を造出するのでは、問題の解決と一層困難后らしめる。

(三) 私は替在失業対策は一般失業対策同様経済の拡大と公共事業の拡大によるべきであると思う。それは現内閣の標榜しているところである。之に關し公共事業実施方法の能率化も必要であるが、世人の恐れているのはそれがインフレになることである。如何にして一般経済及び公共事業を拡大して、しかもインフレを来さないようにするかと云うことが本審議會に課せられた研究問題であると思う。それは、政府及び政党が眞剣となるならば必ずしも困難ではない。適切有効な施策を献策することは本会の使命である。

沢田委員

北岡専門委員はこの決議を実行すれば失業者が出るし、これを社会保障によって救済することは莫大に財政負担を伴うから困難だと言われるが、本多専門委員はそういうことは考えていないと言われる。この辺が大きな問題なのだから、突込んだ検討が必要であらう。

諾井委員

(一) 基礎的な統計数字が必ずしも統一されていまいから、政府の公式な数字はこうに
というようなものを整理して出すように努力して貰いたい

(二) めが国の現状としては、労働問題懇談会の出しに業者商協定による漸進的な方策
が適当であつて、直ちに一律の線を引くことは混乱を起す心配がある。

(三) 最低賃金制については、労働問題懇談会 → 労働省 という線と人口問題審議会 →
↓ 厚生省 という二本の線が出ることは困るから、その辺の調整をよく 取って貰
りたい。

二 農業政策について

農林省 (文書によるもの)

ノ 潜在失業問題解決の方途を産業構造の近代化に求める点は、賛成であるが、その

場合における近代化は各産業部門の均衡ある発展に基かなければならぬ。このため大企業を以て構成される基幹産業の合理化は、当該産業自身のカによつて進めることとし、国は勿勢且つ後進的は中小企業、特に農業の発展及び近代化に施策の重点をおいて行くべきである。

- 2 農業の近代化を促進するための「国民経済的疎算に合わぬような従来の保護政策を再検討し」とあるが、保護政策は本系産業部門間の不均衡を調整し、均等成長を助長することを目的とするのであるから、現在のような農業と非農業部門の賃金格差等が拡大する傾向を考えると、現在においても農業政策は保護政策的の効果を充分發揮させるためには、今後といえども農業に対する保護助成的対策が必要である。
- 3 勿論保護政策といつてもこれが徒に保護のみに終つては経済全般及び当該産業の発展を期し得ないから、農業の近代化を推進し、他の産業部門と均衡ある農業の発展を助長しなければならぬ。

農業の近代化を進めるためには、土地改良、機械化、有蓄化等の施策が必要とほ

り、このためには多額の資金を要するが、資本蓄積力の乏しいわが国農業の現状からみると、財政投融资による積極的促進措置をとることが必要である。

4 決議中には第三部緊急対策として農業の近代化がとりあげられているが、農業に關する限り近代化は長期且つ漸進的に推進するのが適當であり、農政の内容も漸次そうした方向を辿りつゝあるのであるから、緊急対策といつたものとしてでなく、恒久対策として他の産業部門の動向をにらみ乍ら慎重な研究と準備の上に施策を進める必要がある。

山 中 委 員

決議に「国民経済的採算に合わない云々」とあるのについては、現在の日本の米穀会計が国民経済採算の上からいつても非常に大きな問題で、国内の食糧自給を確保しようというために、米穀を生産する農家としての採算点が非常に低いものは産費をそのまま計算に入れていゝるのではないか。そこでこれを合理化して、それらの農家が米穀生産農家でなしにたとえは農村工業というようなことで新しい収入の

場と見つけるようにする。かたわら、專業農家が安定した米の生産が営めるよう
措置を講ずべきである。

石井委員

(一) 現在の米価のきめ方は生産費に基くものではなく、パリテイ方式によるものであつて、この点に誤解があるのではないか。

(二) 現在の米価と本米米作を棄ててもよい農家に米作を維持させるための米価であるというふうに認識することには賛成できない(この点、那須委員も同様の発言あり。)

(三) 今日における食糧管理特別会計の赤字の本質は、生産者米価を高く維持しているために生じたものではなく、国民経済的観点から消費者米価を据置き、一般会計でその不足分を負担しているということにある。

本多専門委員

決議に「国民経済的採算に合はぬ云々」とあるのは、米価が国際的に割高であ

ることか賃金や輸出貿易にも影響していることを問題にしているのである。この国
際的割高を修正するための農業生産の近代化の過程で、過小農の階層分解、零細兼
業農家の整理ということが課題とほつて来る。そこで、農業政策と併行して、産業
構造の再編成が推進されなければならない。

那 須 委 員

(一) 澁漑、干拓等の事業は、国民経済的見地からすれば採算のとれるものであり、
もちろん予期に反して成績の思わしくなかつた例もないではないが、収益率は少
くとも預金の金利程度にまでは行くという見込みのもとに行われているものと聞
いている。

(二) 米価の割高を修正することは、生産費を低下せしめる処理が先行するならば向
題はないが、そうでなくては直ちに国際価格並みに切り下げるということではあ
れは問題がある。現に、終戦後暫らくは米価は国際価格を下廻っていた。これは戦
後は農民が相対的に有利な立場にあったので、国民各階層が、経済再建のため概

姓とある程度平等に負担するという見地から止むを得ないことであつた。このよ
うに、米価が国際価格から安いから直ちにこれを高めよとか、高いから直ちに低
くせよというように簡単に結論は出せない。特に農民階級の購買力の安定、ひい
てはめが国の国内市場の安定ということが今日の好況の有力な原因の一つとなつ
ていることも考へなければならぬ。

(三) わが国の農業保護政策の費用については、農村に過剰人口がしゆよせられてい
ることから考へて、農民が肩がわりしている失業対策費の一部の補償として理屈
づけられる面もあるのではないか。

(四) しかし、もちろん、一反、二反という過小農が農業によつて自立しうるよう
にするというような農業政策は、農業政策を不当に拡大して救食政策とするもので
あるから賛成できない。

農 林 省 (珥須委員の発言と関連して)

一反・二反という農家についても、今迄にこれを全然無視して放り出すという

ことは出来ず。農業外においてこれを受け入れる体制がどの程度できているかという点との関連において、始めて保護の程度が薄められるべきものである。

稲葉専門委員

(一) わが国の農業政策は、下層農家の保護と称しながら却つて下層の人々の転落を招来しているのは矛盾ではないか。

(二) 国民経済的に見て有効な投資であり労働力の吸収に役立つとすれば、多少農業投資を落して他の投資に持つて行く、それに対して政府が責任を持つというやり方は悪いのか。

(三) 総じて農業保護政策は、あまりにも政治的ではないか。

那須委員 (稲葉専門委員の発言と関連して)

(一) 米価が政治的に決められているという点については同感で、パリティ計算についてもこれを恒久化することは納得できないし、ことにパリティ計算と称しながら実は政治的な勢力関係でかなりそれが動かされている。米価や米穀管理制度に

ついでには、相当思い切った改正をした方がよいと思う。

(二) 高米価が米と購入する小農に不利益を与えていることは事實であろうが、高米価によって農村経済全体がうるおい、その余沢を米を購入する農家も受けるという関係もあろうから、高米価が米を買っている農家に常に不利とは結論できまい。

(三) 農業投資を他の産業投資に転換するべしということについては、やはり程度問題で、農民の貯蓄は兎に農業外に多く投資されており、むしろ農業資金が枯渇するという現状であるから、これを国がある程度カバーすることが適当でないか。

農 林 省

わが国のごとく農業人口が大きく、しかも農業における過剰人口が直ちに他の産業に出て行くということが不可能であるかぎりには、農民の所得水準を他の一般国民の所得水準とある程度バランスがとれた形で上昇させて行くため、農業生産力が他の産業に比べて著しく劣勢にならないように生産性を高めることが国民経済としては望ましい姿であって、そのような見地からすれば今日のわが国の農業保護政策

は決して過大であり過重であるとはいえない。

三 公共事業及び失業対策事業について

労働省

失業対策事業については、その生産性の低さは確かに問題であるが、特別失業対策事業の枠を設ける等の方法により、逐次生産性を昂めて行くことに努力している段階である。

建設省

潜在失業対策の一環として公共事業を活用し計画的に失業者を吸収する場合には次の二点を特に考慮しなければならぬ。すなわち、(1) 現に紹介される労働者には高令者や女子が多く、民間産業の景気がよくなってこれに失業者が吸収される機会が多くなるにつれて、ますます紹介される労働者の質が悪くなる傾向があること。(2) 内容的な公共事業が繰り上げられるようになったため、事業の施行地が、失業

対策上の要請に必ずしも適応しがたいという傾向が火オに強くはつてきたこと、である。

裕 票 専 門 委 員

公共事業については生産的な面と雇用吸収の面の二つを結び付けて行かなければならないのであるが、生産的な事業はあまり失業者を吸収することができない。だから、この二つの面を割り切つて分けて考えて、ある個所では主として労力によることとして多くの失業者を吸収し、ある個所では主として生産的な面に重点を置いてその経済効果も期待するというふうに、公共事業の効果的な運営を図るようにして貰いたい。

飯 沼 委 員

工業地帯はある特定の場所に集中するよりは全国的に適当に分散されることの方が望ましいから、公共事業費も大都市に偏せず全国的に適当に配分されることが望ましいと思う。

北岡 専門委員

二次産業の振興によって失業者を吸収するといつても、商品の国際競争力を高めるためには生産を合理化しなければならぬから、この面での雇用吸収はあまり期待できない。したがって雇用拡大という面については、公共事業がかなりの部分を背負わねばならぬと思う。

四 商業について

村 瀬 委員

わが国の商業は、ややもすれば過剰人口の尻ぬぐいさせられるという傾向がある。経済五ヶ年計画でもそうなっている。これでは困るので、過剰人口をすべて商業が吸収するということではなく、流通機構の合理的な形態、合理的な対策はどうかであるかという見地から、純経済政策的に商業政策を確立し、過剰の分の人口は、社会保障その他で考慮することとすべきである。

○永井委員 ありがとうございます。

それではどうぞ皆さんから御意見なり御発言なりを願いたいと思ひます。北岡さん一つ皮切りを願ひます。

○北岡専門委員 この問題は非常にむずかしいので、各方面から妥当と認められかつ有効であるといつたような意見を出すことは、私は不可能ではないかと思ひます。これをまとめ上げる永井会長の苦心もそこそと思われれます。私も勝手な意見はら幾らでも言えますけれども、現在各方面にまあまめといつて承認されるような意見とちよつと出しかねるのですが、私ちよつと今回つてみたところでは、この論争がされましたのは、まだ日本の割合に景気によかつた時代で勢ひ失業者は減りつつある。しかしはお潛在失業が残っているから、この潛在失業をどうするかといふことだと私は思ふのです。その後日本の經濟事情が交りまして、むしろ政府は種々の政策をとるといふふうになつて参りましたから、私はこの秋から来年の春にかけまして、つとまた失業が多くなつてくる。潛在失業ではなくて今度はほんとうの失

業をどうするかという問題も起ってくるので、ほんとうに本審議会がこの問題と
取り組むためによほど眞剣にかからなければいけないのではまいかと申し上げます。
ここにいらつしやる方は相当みはりつぱな方でございますけれども、今までのよ
うにこの審議に臨んで、そこで考えるというようなことではいけませんので、ほんとう
にこの問題に取り組んで考えなければこの審議会の使命を全うするような意見が
出ないのではないかと思ひます。これを考えるところから形勢が交つたということ
も意識されました。もう一ぺん再出発してこの失業問題について眞剣な審議に入
られるようお願いしたいと思います。私の意見としましては、ごく簡単に結論
を申し上げます。日本のようなこういう人口過剰の国で、日本のような国民もあまり
自覚のないところで自由経済をどうやっておつたのでは、インフレの過程といえども
失業はすっかりはくならないので、日本のような過剰人口の国において、諸般の
いろいろは日本の実情に即してみますと、自由経済では長期にわたつて失業をな
くすることはほとんどできないのではないかと思ひます。自由経済をある程度修

正するといふ腹をもつてかゝらなければ失業対策は立たないのではないかと思ひます。これは簡単にほ人の概要を申し上げただけで、かえつて誤解を招くおそれがございますけれども、ちよつと今永井さんから発言を求められましたから、簡単に私の結論だけを申し上げておきます。

○永井委員 人口問題研究会で決議をいたしました趣旨はこの前の会の席で皆さんの御了解を得たと思ひますが、もう一ぺん本多さんから決議の要旨を皆さん方に御説明を願えますまいか。ここに要旨を書いたものもありますが、そうしていただくと皆さんの御審議に非常に好都合ではないかと思ひます。

○本多専門委員 簡単に申し上げます。今北岡先生から景気が変わったかという御注意がありました。これは大へん大争なことでまた文章は全部書きかえなければならぬと思ひますが、実際に人口問題審議会あるいは人口問題研究会としてこういう番在失業対策というものを取り上げております態度といたしましては、むしろほんとうに長期政策として、あるいはさういふ景気変動ということを一貫してせ

ひとも取り上げなければならぬ問題あるいは対策という意味ですべてのことを考えているのだ、そう言っていていいと思うのでございます。その点はこの前も北岡先生が御発言なさいましたように、人口問題審議会としては人口問題の見地からこういう問題を取り上げなければ意味がないということをおっしゃいましたが、そういう考え方でございます。そういう考え方で見えますと、今までこの審議会でいろいろ議論されました問題点、一番議論の集中した点は最低賃金制度をどう具体的に実施するかという点であつたように思うのでございますけれども、実際に人口問題研究会の決議、即ちこの審議会に参考資料として出されておりますこの決議をいたしましたときにも具体的にどんな方法で最低賃金制度をとるかあるいは実施に移すかという問題では存く、日本の経済構造と不可分に結びついている潜在失業問題を解決するのにぜひともとらなければならぬ一つの政策的な焦点として、最低賃金制度というものを実施するという気持を確立することが必要だということどうたつたわけなんでしょう。それを實際的に具体化する

る場合にどうするかということ、これはむしろ人口問題研究会なり人口問題審議会ではそう深入りしなくてもいいのではないかと私は考えておりますし、この決議をした場合もそういう気持ちでやっておるわけでございます。ですからこの決議で最低賃金制度を取り上げておりますのは、むしろ最低賃金制度をどういう形で実施するかということではなくて、日本の経済の現状がむしろそういう制度なしに、現状のままでは景気がよくなっても、あるいはよくなればよくなるほどむしろそういう潜在失業がふえるというような悪循環的な現象を起しかけていているという現状の認識であります。その上に立って少くとも経済拡大政策をもちろん才一にやっついていかなければならぬわけでございますが、それをやる場合にそれが悪循環を起して元も子もなくしてしまふ、あるいはかえつて悪い結果を起すということを防ぐ支えとして、とにかく原則的に最低賃金制度をとるという方向を一本はつきり確立してかかる必要があるのではないかと、それが実際にその目的を達しますにはもちろん長い期間を要するわけでございますけれども、そういう態度

をばっさりするといふ意味で、今日最も緊急は対策である、そういう意味で緊急対策として取り上げているわけでございます。ですから実際の議論といはしまし
ては、私の非常に個人的な意見になるかもしれませんが、最低賃金制度を
どういう形でどうやるかとか、やったらどうなるかということよりも、むしろ
この決議の精神としては、そういう態度を、多少とも摩擦を起しても現在緊急に
確立しなければならぬという理由を、つまり日本経済はそういう意味で、拡大政
策をやつていく場合、これはやつていかなければならぬのですが、やつていく
とむしろ悪循環的現象を起すような必然性あるいは本質的な構造を持っていると
いう現状判断そのものを、むしろ問題として取り上げていかねばならぬ
いのではないかと思うのであります。そういう心配がないという御判断になれば
これはまことに同慶の至りな人でありませうけれども、そういう現状分析というも
のを出発点に置いておきませぬという議論があまりこまかい具体的は問題に走
つてしまつて、雇用審議会のようなところで議論される具体策の議論に停つてし

まう危険が非常に多いと思うのでございます。そういう意味で何か決議の趣旨と
話せというお話でございましたが、あの決議を今度この人口問題審議会で参考案
として御採用になるならば、そういうような根本問題から一つ——今も北岡先生
も御発言がございましたが、もう少しじっくり議論をし直していただきたいとい
うような感想を持ってあります。非常に勝手な発言でありますけれども、申し上
げました。

○永井委員　大体今本多さんから申し上げて通り人口問題研究会の決議は現状分析に
重きを置いたのであります。この審議会でいよいよ具体的に最低賃金なりある
いは家内労働の問題なりその他の問題について具体案を出すようにしたいとい
うのが私どもの希望であつたのであります。皆さん方の御意見を伺いますと、起草
委員会を作りましてと云ふに、この部会の皆さん方の御意見を尊重して、ここで審
議をいたすようにならうと思ひますので、どうぞ皆さん方から漏れなく御意見を陳
聴したいと思ひます。人口問題研究会の方に御関係のあつた方も二、三お見えで

ありますけれども、必ずしもみな同意見であつたわけではないのであります。一つ美濃口さんから当時のあはれの御意見を御遠慮なく出していただきたいと思ひます。

○美濃口専門委員　今までいろいろ御意見を伺つておりますと、いろいろは考へ方の問題があると思ひます。一つは潜在失業という言葉が使つてありますが、何が潜在失業といふことがはっきりしておらない。結局最低賃金労働者といふこと、たとへばここで五万円もらつていた普通の人が、仕事がないために四万円もらうといふときこれを潜在失業化していると考へるかといふと、私はさういふふうはこの言葉を使つておりません。ここで言いますと、最低賃金労働者といふようなことだけだと思ひます。非常に能力の低い人、最低賃金の人は全部潜在失業者、さうなるやうな人から潜在失業者が、非常にいろいろ議論されておるのですが、何が潜在失業かといふことがはっきりしないのです。それが最低賃金とからんではっきりしないのぢと思ひます。もう一つは失業の問題につきまして、これは北田先

生のお話を伺いましたが、政府で議論されておる完全雇用の問題につきましても私はいろいろ考えておりますが、何が完全雇用かということがどうもわかっていないのではないかと。失業者が全然いないという状態は、失業する自由がなくなつて強制的にやめたらどこへ行くかということをごめられることになる。そういう場合には、ああいう仕事はいやだ、こういう仕事はいやだということができはいから失業者はいなくなるが望ましいことでは有り。完全失業として三%以上のものがあるのが望ましい。普通の状態では五%。大体今の日本は二%、私に言わせれば超完全雇用、もしそれ以上にやるとすればインフレーションになる。そこで何が完全雇用かということが少し違つておると思います。

これは別の話ですが、それを越えてやろうとすれば、石橋さんが何か完全雇用と
いうこととインフレ政策と同じにおとりになる、そういう誤解がある。もう一つ
完全雇用という場合にはいつか六カ年計画のときにいわれたいことですが、それ
は全部雇用ではあるけれども、完全雇用ではない。

そのときの完全雇用というのは何か違った意味があるのです。

完全雇用という意味は、アメリカで景気のいいときでも人の異動がある限りにおいて摩擦的失業はなくなりません。季節的な仕事、たとえば波止場の人足の仕事の变化、季節的にクリスマスめときには仕事が忙しくなる。そういう変動があると思います。そういう点で摩擦が全然ないということは正しいと思います、それが本当の完全雇用です。もしそれもなくなりそうとすれば強制労働しかない、上の全部雇用というのはそういうふうな考え方です。一般的に根本と言いますと、潜在失業の意味にこういう意味だと私はとっております。

そこで日本の潜在失業とはかる場合に潜在失業の量をはかれない。何を標準にするか、一般の平均より下ということになれば、これは貧乏にそろえてしまえば完全に潜在失業者はなくなってしまう。どんな高い生活水準になっても所得の差がある限りにおいて貧乏人はいるわけであり、ですから私は潜在失業というものは問題を最初に取り上げなければ貧乏化する、そう私は考えております。その場

合の雇用の問題はたゞ勤め口を与之、働き口を与えるということだ。そうでなしに今度は生産水準を高めるためにはどうしたらいいかということが中心になると思います。そういう意味で私はオニに大事なこと、一般に生産性を高めることが前提だと思えます。

それには着在失業者に対して、金子さんがおっしゃったように、やはり日本の産業構造そのものと高め、もっと低い形態から高い形態に高めるといふ問題を扱って、その前提ができて上でその問題が片づくと思ふのであります。たゞ最低賃金の問題というふうに限ってききように、その点もし出すならば、そういう人口収容力の対策、むしろ日本の産業の高度化、たとえば工業にいたしましても日本は非常に低賃金労働者が多い、そういう産業しかない。日本について私かなぜそういうことを言うかという、中小企業が賃金が低いかということがこの問題の帯で出ましたか、一体生産性を高めることのできないような種類の産業が非常に多

い、そういうところに最低賃金がある。そういう産業構造でなしにもっと高度の産業に移していくということをやらないと、全般的には高められないのではないかという考之方を持つております。それから最低賃金法の問題については、大体三つの原則があるそうです。それは生活賃金という原則と公平賃金の原則、一つは産業の負担能力という原則がある。そういう意味からいうと幾ら低くてもいいのではなく、これは必ず最低賃金より以下に下らないということになります。

ここで最低賃金という場合にそういう点をもつとはつきりして議論しないと、ただいたずらに混乱してしまふ。それからもう一つ私が申し上げたいことは、過剰人口とおっしゃいますが、一体どういう意味で日本は過剰人口かということが私はよくわかりません。どういふことを過剰といふのか、とにかく明治初年から人口過剰といわれておつたので、今ごろ九千万居るものすごく過剰に居つてゐると思ひます。こういう点ももう少し議論を整理なさつてほしいと思ひます。私は全体

の結論としては、この問題はごく一部のものではあつて、もつと潜在失業に対する対策としては生産性を高める、産業構造をもつと高度化する。たゞ景気の変動といつたようなことではなしに、意識的にやつていきたいということと強調したいわけがあります。そういう点で別に反対がありませんから賛成したわけを人ですが、私の意見を言えという話でしたのでちよつと申し上げました。

○永井委員 三原さん、あなたは言論人として大局から見てこの案にどういふ御感想を抱かれるか、一つ忌憚のない御意見を漏らしていただけますまいか。

○三原専門委員 欠席ばかりしているのでもどういふふうになつていいのか存じないのですが、先ほど本多さんがおつしやつたように、やはり技術的なこまかい点まで人口問題審議会としやるのはちよつと行き過ぎじやないか、雇用の問題、労力の問題、そういったことは雇用審議会などがやはり本取である、といつてこつちが全然関係がないわけではないので、一応人口問題という立場からこの問題を見たときはこうだ、ということではないか、こういうふうに思うのです。それからやはり一応大事な問題だからいろいろなそういう角度から見た場合に、この問題は重要性があるといった意味で決議なり勧告なりするということは、そういう形で審議会に勧告すればこれは新聞が取り扱いますから、それで国民全体に非常にこれは重大なものだ、という認識を与えるだけでも私は非常に意味があるのではないかと思ひます。こういうふうと思つております。

○永井委員　それでは林さんとうぞ。

○林　委員　結論的に言いますると私は二つの点を申し上げたいと思います。第一の

点は本多委員の言われました潜在失業対策に対して長期的な観点から最低賃金制度を考えていくことが大きな原則的な筋であつて、具体的な問題については人口問題研究会の案というものはあまり配慮しないというわけではありませんけれども、ともかくも筋を出す。將來どうしても最低賃金制というものを原則的に考えていかなければならぬ、こういう説明、私は全くその意見に一致してあるのであります。ところで各省の御意見というものがすぐさまこの今の原則的な問題を具體的にすぐ対策を現わしていくというようにとられておられた關係からいろいろ問題が錯綜してきたように考えております。原則的な意味につきましては、他の失業問題のいろいろな審議会でも、將來の景気、不景気にかかわらず潜在失業層というものが国の産業構造の体質上からして肥大するし、悪循環的に増加することもある、またそれに対して最低賃金制度というものが基本的に必要である

ということは、一致して認めておるのではないかと思ひます。

ただこれを具体的に現わすということについてはいろいろなことをやらなければならぬ、人口問題審議会が行き過ぎてはというような御懸念があるのでございませうけれども、今申しましたように人口問題審議会あるいは人口問題研究会が案を立てた趣旨の上ではきわめて原理的な幅の広いようなことを研究しておるようと思ひますので、従つて労務省で業種協定というような線でも最低賃金制度の原理的なものの一つの現われであります。必ずしも全国的に法律で一律的なことをすくさまやれということは人口問題研究会の審議の結果ではないのであります。非常に幅の広いものであります。現在においては業種協定でいくとかがあるいは行政的な措置でいくとか、こういうような線も人口問題研究会の線と一致するのではないか。決してわれわれの方の研究会の出したものが労務省の方でおやりになる事柄と矛盾するものではないように考えております。できればある行政的な措置でも最低賃金制を原則的に認めていただけば、その實際問題の解決に対

しては、むろんわずかな試験的なものでもよければテスト・ケースとしておやりになつても差しつかえない。最低賃金制の橋頭堡を築くというふうな措置をおとりになつても差しつかえないのではないかというふうにきわめて幅の広いものであるというふうに考へております。もう一つの点は、これは人口問題審議会で衆をやるときでも私個人的な考へを申しましたが、着任失業というふうな問題がこの報告書にもありますように、政府の賃金審議会におきましても、それから他の学者の意見といたしましても、着任失業問題を論ずる場合において実態がわからないということが一つの非常な欠陥になつてゐる。人口問題研究会で衆を立てるときにおいてもこの着任失業の実態というものがわからない。実態が明確にならぬ上で議論をしたところでこれの合理的な解決はないし、実態のわからないものに対していろいろ議論したところでそれは一向琴線に触れるところにはいかぬということが、いろいろな審議会において主張されておりますので、どうしても政府は大じかけに着任失業の実態の調査をするということが必要であります。

特にわが国は潜在失業の実態というものが非常に複雑怪奇でありまして、これに對して実証的な調査研究というものはほとんどされておりません。それは部分的にはあるかもしれませんが、わが国の潜在失業の実態というものは非常に特異性を持ったもので、どう考えても二十や三十の潜在失業の類型というものがあるのでありまして、それを無視して最低賃金制度をやるとかなんとかいうことは実情に即しない。

たとえは労竹省で一つの業種について橋頭堡を築く上においておやりになるとしても実態がわかわからないのです。これは各省共通な問題になつてきますから、人口問題審議会の決議としては附帯条項でもいいから、予算を伴つた大じかけなわが国の潜在失業の実態の調査研究をしてもらいたい。潜在失業の類型的なものをとらえて実態調査をおやり願うように要望してもらいたい。これは非常な費用がかかると思います。断片的な計数をやることもありませんし、いろいろな方法があると思ひますけれども、わが国の潜在失業の実態調査をやるといふことを人

口問題審議会の決議としては、附帯条項でもよろしゅうございますから入れていただきたい。これはさらに各省の問題とも連関することでありますから、人口問題審議会としてはこういう替代失業の実態調査の大じかけなものを政府に建言するということには私は必要なことであり、人口問題審議会の決議としてはふさわしいのではないかと思います。これは日本特有の替代失業の実態が判明しない政策を立てても非常に合理的でないものが現われてくると思いますので、その三案を私は申し上げたいと思います。

○飯沼委員　私もこの間いただきました書類の中に書いてあります諸井委員の御意見の中に、労務問題懇談会と労働省という線と人口問題審議会と厚生省という二本の線が出るということ、私もこれは両方で同じようなことを研究されるのかと実は今まで考えておったので、これはどういうふうになるのかを考えておりましたが、先ほど本多さんのお話を伺いますと、必ずしもこれは同じ問題を取扱うのではないということがわかりましたのですが、しかしもしそうだとするとこの人口

問題審議会において研究すべき問題の焦点をもう少しはっきりさせていたただいた方がいいのではないか、各省の意見を見ましても最低賃金制度を実施するということが理論上は大へんけっこうなことであるが、問題はその制度の立て方、具体的にほんとういう制度を立てるかという点に問題があるのだろうと思います。その制度の立て方によつては今必ずしも急いでこれをやるのが適当でないというよ
うな意見が多いようであります。やはりこれを政府に実施させるためには、私は
具体的な制度をいろいろ研究し答申するということが必要ではないかと思うので
あります。そうしますとこの審議会の答申としてどうしてもやはり先ほども労
働問題懇談会もしくは中央賃金審議会、それと労働省の線というものと重複するよ
うなことになるのではないか、重複せずしかも人口問題審議会がどういう結論
を出したらいいのか、具体的にということになりますとその点がどうも私にまだ
はっきりしないのであります。この審議会として審議研究すべき問題の焦点とい
うものをどういう点にしばつていくか、それをまずオーにはっきりさせていた

くことが必要ではなからうか、私はこんなふうと考えております。

○村瀬委員 先ほど北岡さんの言われたように、この人口問題を審議し始めてから社会の情勢が非常に変わってきていることは事実でありますから、この人口問題調査会においてはいろいろ基本的問題を調査するという莫もしかるべきであります。なおそういうような事情の非常に変わってきているということを審議して、いずれ委員長のお話にもありましたように、起草委員会で詳細に御検討になるといふこととであります。その御検討の際にそういう事情の変わっているということとを十分に考へ御検討を願いたい、かように考えております。

最低賃金法の問題等について、これはたとえばこの実施の問題についてはまたそれをいろいろの意見があると思います。御検討願いたいと思ひますが、一番大きな問題は根本的問題についてもう一ぺん十分御検討を願つて、そして御立案願いたい、かように考えております。

○永井委員 稻葉さん、最低賃金制度を設けると現在失業が必ずしも出るかどうか、

出てもいいのかどうか。出ていかなければどうしたらいいか。そこでどうも皆さんの御意見が統一されていないようですが、一つ御意見を聞かしていただけたらいいか。

○稲葉専門委員 労働問題懇談会が決定しそして労働省が取上げようとする方向は、それが最低賃金と言えるかどうかわかりませんが現在局部的に、清水などでやっているように、最低賃金をきめるわけですね。業者と労働者が……。それをだんだん進めていつて地域別とか産業別にしほつていつて積み上げていこうという方式です。そういつたようなものをやるべきだ、それと同時に政府は賃金の実情とかさういうものを考慮して、すみやかに中央賃金審議会で実情を調べてやつていけと勸告をしたわけです。そして大体労働省はその線に沿つて今中央賃金審議会の諸君を介して最低賃金法を実施しようという方向に向いてゐることは事実です。ところで私はあまりよく知りませんが、今永井先生のおっしゃったことに関連していえば、雇用に影響を与えるかどうかということはお出でくる最低賃金

の内容いかんによるだろうと思ひます。つまり相当強い形の最低賃金でやれば成り立たない企業が出てくるわけですから、当然半面においては失業が予想される。しかし現実にはやつてゐる程度のものから始められて積み上げていくところということにすれば、形式上は最低賃金であつても、それが実施されるということろまでの強制力もない。また非常に低いものであるとするならば、それが直ちに失業その他をひき起すということはこれは必ずしも言えないと思ふ。要はいかなる形の最低賃金が出てくるかということによつて違ふだろうと思ひます。

もう一つ考へてみなければならぬ点は、現任日本はデイス・インフレーションの調査過程にある。つまり過去二年間の経済成長度が高過ぎ、輸出増加にもかかわらず輸入をまかなえないという形にあつて、経済の成長度を鈍化させようという政策をとらざるを得ない形にきている。しかしこれが政府の言うように半年で解決をするか、あるいはやや長期化するかどうかということは、今後によるのですけれども、少くとも過去二年間のように国民所得が年率一〇%とか一一名で伸びて

いくということは今後一、二年間はあまり予想されない。また今度出た経済白書にもありますように、今後は日本は経済拡大の過程において、基礎的な設備投資、重工業、化学工業に投資の重点を置いていきますと、それからくる成長度及び資本の効率からくる所得の増加、雇用の吸収率はだんだん停滞する傾向にある。だからさういつたようなことが今後始まろうとした場合には、最低賃金が出るとか出ないということにかかわらず、ある程度労働経済の变化というものはあり得る。それが雇用の吸収力を絶体的に減少せしめるか、あるいはやはり緩慢な形で増大をせしめるか、増大をしながら今言っているような二重雇用というのですが、近代的労働者がふえると同時に、反対に中小企業の方の低賃金の労働者がふえるような形の格差がより懸くなるかどうかはわかりませんが、大体それに対する措置を講じないとしますと、経済の成長度が鈍化をするということはその問題がより深刻になつてくる。こういう事態に直面をする。

しかしそれは最低賃金がかかるのかこないかという問題でなく、やはり日本経済の

調整過程に伴つて、少くとも輸出が伸びるか、よほど貯蓄ができるかという点
がない限りにおいては、今までと違つた形の動きが行われる。それからくる変化
に直面をしなければならぬという必然性を持つてゐる。

だから永井先生がおつしやつた最低賃金については、今後政府がとらうとする
方向いかん、しかしどういふ形の最低賃金をとるかといふことは今月の末か来月
の初めに中央審議会が発足して、それから練り直すのですから、今のところ現実
的にどういふものが出てくるかわからない。

○永井委員 厚生省の御意見を一つ参考に……。

○黒木専門委員 おまとめになる場合今までの御論議を聞いてみると、どうやら対立
した次のような見解があるように思えるのであります。

一つは人口の収容力を経済発展によつて行ふといふことは、先般の決議の通りで
あります。これは文句ないのですが、どうも一部の委員の方は経済の発展あるい
はそれを計画的にやればそれだけで問題を解決するような傾向の御発言がありま

す。ところがそれに対して、いやさういうような経路發展あるいはそれを計画的にやつたにせよ、ある委員の言禁では統制をある程度加えたにしても、これだけでは過剰人口の問題は解決しないのであつて、やはり雇用の近代化といいますが、さういうものがなければかえつて悪循環をきたし、問題はいつまでも解決しないという御論議であります。

その二つの対立した意見が平行線を辿つていゝるよう思えるのであります。

このへん一体どういふふうに調整をなさいますか。あるいは果してどちらの方が理論的で実情に合つていゝるのか、建設的なのか、こゝういふようなことについて結論がまずあるべきじやないかといふような感じがするのでございます。

それともう一つは、過剰人口とか潜在失業とか、最低賃金とかいふような問題がそれぞれみな関連する内容がいささか違ふような感じがいたします。ある委員は最低賃金といふとかなりな程度の高い、ある程度所得を保障するやうなことを考へておられる、従つて最低賃金といふとすぐ失業者が顕在化するといふやうな

潜在失業者が顕在化する

にお考へになる。しかし必ずしも最低賃金という場合にそういうような固定した観念でないという御意見もあるというように、どうも論議している言葉、観念が食い違ひがあるように思ひます。

そういう問題を一応整理した上であるいは共通に関連されていくものがあるに違ひない。替任失業についてもいろいろ議論はあるにしましても、やはり共通した観念が私たちはあると思ふのです。そういうものを一応お互いに了解するといふことが必要でないかというように感ずるのでございます。

○稲葉専門委員　実はこちらでいろいろその問題に御審議をなさつてゐる間に、雇用の問題あるいはそれと関連した経済政策あるいは経路長期計画の問題が政府の他の部局で、あるいは与党で相当進んできているわけです。おそろく御存じの方もあつたらうと思ひますけれども、若干その問題点を一つ申し上げてみたい。

自民党は石橋内閣以来できるだけ早い機会に完全雇用に到達する、むしろ雇用の政策をカーとして経済計画を立てるといふことで、今度の岸声明にもあるわけが

すが、それに即応して幸い政府が今経済企画庁で長期計画をやるので、できるなれば党のイニシアティブで完全雇用ができるような方向へ政策を持つていきたいということ、今度大蔵大臣になられた一万田さんがニカ月以来いろいろ学識経験者を集めて、その問題を相当論議されて、ある程度中間結論が党に出ているわけです。

しかしだんだん議論をしていきましたときに出てきました問題は、経済の拡大と安定をどういふふうと結びつけていくのか、つまり拡大の方ばかり考えていけば結局今度と同じようにインフレを回避しようとするれば、輸入を増加していくとか、国際収支がマイナスになつて保有外債がなくなればこれ以上前進しようとしても前進ができません。だんだん到達した結論は、完全雇用というけれどもやはりそう完全な完全雇用というものはできない。五年なり七年なりで解決をする意味のむしろ経済の計画の方が中心であつて、そういう方向へ日本はやるべきじゃないかというようにだんだん向きつつあるということは事実です。しかしどういつ

たような案が党の中に入りますに従つて、それは何のための政治かわからない、
こういうたようなことも出てくる。これがやはり日本の基本的な悩みだろうと思
うのです。

この悩みを調整をするということになると、なかなかそれその立場がありまし
てむずかしいまま現在にきていふという事実があります。

次に経済企画庁では前の五カ年計画を改訂をしなければならぬということにな
つて、そして今改訂の基本方針を作るためにいろいろ作業をやつたり、その作業
の前提はかりに国民所得が年率三十二年から五年間五%、七%、九%になつたと
きに、一体その場合の経済循環がどうなるか、つまりその意味は国民経済の成長
度が高くなつたときにそれに必要な所得の規模、生産の規模、輸入の規模、また
それの循環の過程、あるいは雇用の吸収力かどうなるかということをおおよそ五ヶ年
間の趨勢をもとにして、五、七、九の計数を作つて、その中でどの形が一番合理
的であるかどうかということをお推算をして、最後の決定には至りませんが一応

六、五名で計算をする。それを基礎にしていろいろ経済循環を考慮するという形に先日結論が落ちついたのです。

その過渡期に一応過去の趨勢値を持つてきて七名ずつ国民所得が増大をしていく、過去の労働生産性の増加が一応考慮され、それによつて生産性の向上を考えながら、農業の方が出入りなしとした場合に、二次産業、三次産業にどの程度新規雇用の吸収力があるかということが一応推算をされておる。詳しいことは私もよくわかりませんが、一応出ました結論は三百五十万人の新規雇用が五年間に吸収できる。実際はもう少し厳密に計算をしますとそれより下つてくる。こういう形になるわけです。

そうすると大体今後十年間の生産年令、人口の増加、学卒その他のもの未支替分と引いて大体三百万ないし三百五十万人という線は新規に増加するものがやつと吸収できる。だから七名の成長度では労働緊張度合というものは全体としては緩和しない。こういうたような形になつてくる。それではそれを緩和して

くために経済成長度をもつと大きくして、たくさん人が働けるようにしようとする、輸出貿易の伸びが、大体基本的な数字としては世界の貿易量が5%増大を
していく。日本が10%増大をするという前提に立つていのですが、それがもつ
と拡大をするか、国内において貯蓄がもつと増加をするという条件なしには、労
度緊張度合は緩和されない。こういうたようなマクロ的な見方が出てきている。

そこで基本的な線としてはそういう形に基礎を置いて六、五になるともう少し
下りますから、その数をもとにしていろいろ政策のあり方を検討しようじゃない
か、こういう方向にきています。しかしなお雇用の吸収力についてはいろいろ問
題があるので、一つは国勢調査の実績に照しても出入りはあるけれども、農業人
口というものはやはり減っている。今後の場合において農業人口は減らないとい
つても別に統制するわけにはいかぬのですから、減らないでい^やけるようなことにな
るか。そうすると今度は要就業人口の方にシワが寄るから未就職者の問題とい
うものに対する対策を考慮しなければ、労力緊張度合はもつと強くなつてくる。

内 五
こういう可能性がある。

第二の問題として数字の中から現わせる論争はあつても、だんだんとダブつき雇用がなくなりつつある。こういうことを前提すれば、過去の趨勢値で就業人口が増大をしていくという考え方は考え直すべきではないか。もう少し七名であつても就業者というものが増大をしていくというふうには考えられないかどうか。

第三の問題は実はそういう形で推移をしますと、過去の必然性で、ちようと審議会の結論にも出ているように、雇用の二重性というものがますます今後も強くなるということによつて生産が維持できるという条件が伸びていく。そしてまた近代産業が合理化すればするほど、中小企業はより低賃金の上においてしか伸びられないから、もっと矛盾が場合によつては内攻するということ形にもなる。それでも果して合理的な完全雇用に前進するということが対策として考えられるかどうか、こういうったような問題に対してやはり基本的に再検討すべきぢぢないか。これは若干私の個人の主観が入つていますけれども、そういうったような問題が出ている

わけです。

今度出た経済白書の中にある経済の二重性と雇用の二重性というものをある程度ごくラフですけれども書いてある。要するに人口問題審議会で出ている問題は、これを人口だけになくして、経済的な側面から見てももつと基本的な問題であつて、簡単にそれに対して割り切つた結論というものを出すことはむずかしい、そういうふうなことに日本の実情からいへば向いていないのぢやないか。

私個人の結論は、大体七割かりに経済成長度があれば、もう少し雇用の吸収力というものは高いのぢやないか。それと同時に財政措置そのものにおいて格差をなくするとか、失業対策をなくしていく、こういうふうなことをやつていくことにおいて積的な二重性がより増大するということは克服できるのぢやないか。こういうふうな角度でやや前進したような形を考へるといふ方が合理的ぢやないかと思ふのです。しかしおそらくこういふ示唆があるのですけれども、現実にはいろいろ政府の施策、経済の全体的な動きを講ずるといたしましても、やはり落

ちつとところは皆さんの言っていることと裏腹になるといふことは頭に入れておいていただきたいと思ひます。

○黒木専門委員 實は厚生白書に經濟企画庁の例の經濟白書で經濟の成長が非常に急激なものがある、國民生活の水準も上つたといふことが強調されていたのでありますけれども、厚生省の立場としてはしかしやはり取り残された階層が、われわれは累積といふ言葉を使つたのですが、それは結局氷澱をするようにといふことにあつて御意見を修正をいたしました。が、そういう考へ方で經濟の成長だけでは、そういう低所得者の問題といふものは解決しないのであつて、經濟成長度とは別途にあるいはそれと併行して何らかの特別の措置がある。經濟の成長、これは計画的にいかによろうとしても自然の成り行きにまかしておつたら厚生行政の對象は累増するものだといふことであつたのであります。

おそらく今度発表される白書についてはそういうことが問題になつておるやうにわれわれ承知しておりますが、それと同じような考へで、こういう低賃金勞働

者あるいは若年失業者あるいは低所得者というものが、経済計画をいかにうまくやろうとも、それだけではやはり解決しないのであつて、何らか雇用の近代化なりその他の特別の措置というものが必要ではないかというように考へておるのであります。人口問題のさういう角度からも、さういうことが果してほんとうかどうか、そのへんをはつきり教えていただきたいというのが厚生省の立場からするこの審議会に対する期待でございます。

○稲葉専門委員　それについて私申し上げたいのですが、去年税制とか財政の調査会に關係して私どもの得た結論は、日本は先進国の中では税負担が国民所得に対して一番低い国です。しかし税引所得が一番低いのです。だから比率は低いけれども絶体量の税負担というものは割合高いということです。

数字で申し上げますと昭和十年の地方税、国税一人当りの国民負担が二十七円で、それが昭和三十二年度では地方と国税合して一万七千円になつております。さうすると六百倍くらいになつてゐる。物価がかりに三百倍としますと、国民一

人当りの税負担は二倍となつて所得は決して一人当り二倍になつていない。二
倍くらい、昔に比べれば非常に税負担は高くなつています。しかも社会保障を完
全にやるだけの税金はそこからまかなわれていない。それは一番何が大きな問題か
というと、政府と地方庁の維持のための消費的な経費が非常に昔に比べて膨大に
なつてゐる。こういうことが一つの理由です。

大体中央と地方の公務員は昔に比べて二倍強になつてゐる。警察官が二倍強に
なつてゐる。教員が二倍強になつてゐる。国費でまかなわれる消防取員が四倍く
らになつてゐる。また地方庁の経費が昔に比べると四倍くらいになつてゐる。
そのほかに民主主義をやるための経費が昔より非常に高くかかつてゐる。

公共事業も昔に比べれば三・五倍くらい、社会保障の方は昔よりもつと多くなつ
てゐます。その結果昔に比べて一人当りが二倍になる。政府と地方団体に入つて
くるお金は人口増加を考えると二・七倍になつてゐる。それでもまだ支出と収入が
バランスをしない。そこでもつと社会保障をしなければならぬ。あるいは原子力

用を少なくしてはならぬといったような要請がある。国民の側から言いたい

ことは、税負担でやる以上はもつと政府の行政経費を少くして、サービス部門を多くする、サービス部門はこれ以上切りつめられないと限度において増税負担に耐じるといふ形が合理的だろうと思う。それを僕はほんとうを言うならばまず打ち出していたきたい。なおかつどうしても社会保険をやろうとするならば、その次には増税に耐じますという形をとつていただきたい。どうも経済循環ではなくて、税と財政支出循環そのものが日本ではボットルネックになつておる。それを直さなければ結局インフレが起る、こういうことが私は言えるのじゃないかと思ひます。

○永井委員 御相談を申し上げたいのですが、もう一回審議を重ねますようか、大体部会の御意向は私にはよく察知できましたが、もう起草委員の方にかまして、そこで決議案を作つていただいて、それを十分に審議した方が有意義のように思ひます。ありますが、いかがでありませうか。そういう運びにしてよろしゅうござ

いませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○永井委員　それではここで起草委員を御選出していただくはずであります。今日は御欠席の方も多うございすし、オ一起草委員につきましても委員長になる方がなかなか困難であります。お引き受けをして下さるか、起草委員になれる方もおおよそその目途をつけなければならぬのであります。それらの方面に内交渉をしないと案が立ちませんので、どうかまことに僭越な言分ではありますが、私は今度三回目でその方面に経験を重ねておりますから、私が御指定をすることを、互選にかえていただくわけにはいきませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○永井委員　それではとくと考え、また厚生省の当局の方とも御意見を伺つて、なお起草委員長になれるであろう候補者の方とも交渉をいたしまして、そしてなるべく早くあるいは来月の十日には那須部会長が帰朝いたす予定でありますから、

あるいは那須君の帰朝を待つことにいたしますかもしれませんが、おまかせを願ひまして、そのかわり御指定を申し上げたならばおれは忙しいからいやだと言わないで、お引き受けをいただきたいと思つております。

どういうことに取り運んでいただきますでしょうか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○永井委員 ありがとうございます。大へん有益なお話を伺いました。ではこれで本日の会は閉じることになります。

午後三時三十分散会